消費税還付 不正が横行

業者が制度悪用、払いすぎ装う

税率上がり多額に

払いすぎた消費税の還付制度を悪用し、虚偽申告などで還付金をだまし取る業者が増えている。昨年6月までの1年間に発覚した不正還付は全国で726件に上り、2年連続で増加。今月に入り、名古屋市の会社社長が消費税法違反容疑で逮捕される事件も起きた。国税当局は来年4月に予定される消費増税で悪質事例が増える恐れがあるとみて警戒を強めている。

消費税の不正還付を受ける手口の例

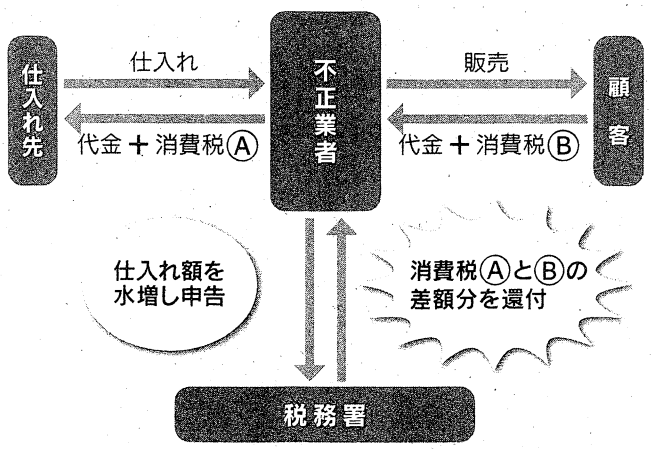

大阪地検特捜部が今月、同法違反容疑などで逮捕したのは名古屋市の宝飾品販売「ジュピター宝飾」の社長（48）ら。

捜査関係者によると、社長らは、仕入れにかかった消費税が輸出の際に全額還付される「輸出免税制度」を悪用。実際は在庫の高級時計を香港の関連会社に運んだだけだったが、知人が設立した別会社から輸出したように偽装したという。

知人は社長の勧めに従い2013年8月までに約400万円の不正還付を受けた上、約6400万円の不正還付を受けようとした疑いがあり、国税幹部は「不正のためだけに会社を設立しており極めて悪質だ」と話す。

国税庁によると、不正還付は08事務年度（08年7月～09年6月）の1165件をピークに減っていたが、12事務年度（542件）を底に上昇に転じた。消費税率が5％から8％に上がった直後の14事務年度は726件と前年度比24％増えた。税率引き上げで不正の「うまみ」が増したことが背景にあるとみられる。

国税当局が悪質性が高いとして刑事告発した事案は昨年6月まで5年間で計77件。国税OBの堀内章典税理士は「税率が上がれば不正還付で得られる金額も高くなる。来年4月に税率が10％に上がれば悪質な事例がさらに増える可能性がある」と危惧する。

政府は不正の横行を防ぐため、11年9月に消費税法を改正し、還付申告の段階で処罰できる「未遂罪」を新設。国税庁は12年4月から還付申告の際に明細書の添付を義務化し、取引先の名称や所在地、仕入れた原材料名などの記入を求めた。

だが、年間約14万件ある還付申告のうち国税当局が調査できるのは20分の1程度。摘発は氷山の一角とみられる。日本大経済学部の伏見俊行教授（租税法）は「消費税は国民の関心が高い。不正還付が横行すれば制度の信頼性を損ないかねない。厳罰化や調査体制の強化など、当局はより厳しい姿勢を示す必要がある」としている。

消費税の不正還付件数は2年連続で増加

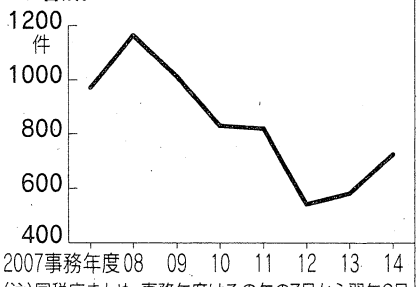

（注）国税庁まとめ。事務年度はその年の7月から翌年6月

▼**消費税の還付制度**　事業者が商品などを売った時に買い手から預かった消費税より、仕入れ時に支払った消費税の額が多い場合、申告すると差額分の還付を受けられる制度。税務申告期間に仕入れが先行し売り上げが少ない場合や、売り上げに消費税がかからない輸出品を扱うケースを想定しているが、架空仕入れを計上するなどの不正が相次いでいる。